

2018年1月17日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第456号）

中国人民銀行、 人民元クロスボーダー決済促進で 外資の口座開設制限等を緩和

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行（PBOC）は2018年1月5日付で、『人民元クロスボーダー業務政策をさらに完備化し貿易・投資の利便化を促進することに関する通達』（銀発[2018]3号、以下『3号通達』という）の発布を公表しました。外商投資企業の設立にあたって開設する人民元資本金専用預金口座を、遠隔地の銀行でも、かつ複数開設も可能とする規制緩和や、人民元建て資本金および国外借入資金を賃金などの支払いに用いる際の銀行への提出書類簡略化など、貿易・投資に係る人民元建てクロスボーダー決済の5つの事項で利便化を図っています。『3号通達』は発布の日から実施されています。

□ 縮小傾向の人民元建てクロスボーダー貿易決済、拡大を後押し

中国で人民元建てクロスボーダー決済が導入されたのは2009年に遡ります。当初は5都市の、認可を取得した一部企業による人民元建てクロスボーダー貿易決済のみで試験的に実施され、対象国・地域も限定的でした。その後、段階を経て徐々に全国へ、資本取引へと対象範囲が広がられてきました。当初、人民元建てクロスボーダー貿易決済の累計額は順調に伸びていましたが、2015年の7兆2,300億元を頭打ちに、2016年は5兆2,300億元、2017年は4兆3,600億元（PBOC発表）と近年は減少傾向にあります。

このような状況のもと『3号通達』は、『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』¹（中国人民銀行公告[2011]第23号）および『外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』²（銀発[2012]165号）の一部規定をさらに緩和するかたちで国外投資家による人民元建て直接投資を利便化する（第4条）など、人民元建てクロスボーダー決済の促進を図っています。

¹ 『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』の詳細については、以下のURL（中国語原文）をご参照ください。

⇒ http://www.gov.cn/gzdt/2011-10/14/content_1969549.htm

² 『外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第230号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0234-XF-0102.pdf>

『3号通達』で外商投資企業に対する規制緩和、規定の明確化が行われている主な事項については、以下の図表をご参照ください。

【図表】外商投資企業による人民元建てクロスボーダー決済に対する利便化

| 対象事項 | | 緩和・明確化 |
|----------------------|-------------------|--|
| 人民元建て口座 | 前期費用専用預金口座 | 国外投資家が国内で 複数 の外商投資企業またはプロジェクトを設立する場合、それぞれの 人民元前期費用専用預金口座 を開設することができる（第4条第1項） |
| | 資本金専用預金口座 | 遠隔地の銀行 で人民元資本金専用預金口座を開設することができ、 複数 の人民元資本金専用預金口座を開設することができる。同名義の人民元資本金専用預金口座の間では相互に資金の振替ができる（第4条第3項） |
| 企業情報登記・再審 | | 情報登記および再審は、 企業登録地 の銀行が人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを通じて行い、登録地の中国人民銀行分支機構が事後管理を行う（第4条第2項） |
| 人民元建て資本金・国外借入資金による支払 | | 人民元建て資本金および国外借入資金を 賞金、出張費、小口仕入等の支払い に用いる場合、銀行は業務展開3原則に基づき、企業の 支払指図書に基づき直接取り扱う ことができる（第4条第4項） |
| 人民元建て保証金 | | 国外投資家が人民元で国内企業の国有財産権譲渡取引に参加し取引が成立する場合の 人民元保証金 は、対応する 専用預金口座に振り替える ことができる。外商直接投資におけるその他の人民元保証金や第三者機構代理受取金に係る業務活動は、上述の規定を参照して資金の振替を行うことができる（第4条第5項） |
| 送金・振込 | 投資収益の送金 | 国外投資家が国内で取得した利益、配当等の 投資収益 に対し、銀行は規定の関連資料を審査した後、国外投資家の 自由な送金を確保 する（第4条第6項） |
| | 国外で募集した人民元資金の国内振込 | 国内企業が国外で 人民元債券 を発行して募集した資金は、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理規定に基づき、実需により国内に振り込んで使用することができる。国外で 株式 を発行して募集した人民元資金も実需により 国内に振り込んで使用 することができる（第5条） ³ |

（『3号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

『3号通達』はこれらの他、国外機構による**炭素排出権取引**における人民元クロスボーダー決済の手續きなどを明確化（第3条）し、**個人⁴によるその他の経常項目**における人民元クロスボーダー決済を許可（第2条）することを定めています。

*

『3号通達』の詳細については、3ページからの日本語仮訳と6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

³ 第5条の関連規定については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第261号および第436号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0265-XF-0105.pdf>
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0453-XF-0105.pdf>

⁴ 個人の人民元クロスボーダー決済については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第332号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0337-XF-0105.pdf>

(日本語仮訳)

中国人民銀行
銀発[2018]3号
人民元クロスボーダー業務政策をさらに完善化し
貿易・投資の利便化を促進することに関する通達

中国人民銀行上海本部、各分行・営業管理部、各省都（首府）都市中心支行、各副省級都市中心支行、各政策性銀行・国有商業銀行・株式制商業銀行、中国郵政貯蓄銀行：

『国務院による外資増加を促進する若干の措置に関する通達』（国発[2017]39号）を貫徹・実行し、人民元クロスボーダー業務政策を完善化および最適化し、貿易・投資の利便化を促進し、優良な商業環境をつくり、「一帯一路」建設に奉仕し、全面的に開放した新たな枠組を形成・推進するため、ここに関連事項について以下のように通知する。

1. 企業による人民元を使用したクロスボーダー決済を支持する

法に基づき外貨を使用して決済できるクロスボーダー取引はすべて、企業は人民元を使用して決済できる。銀行は実体経済に奉仕し、貿易・投資の利便化促進を案内として、クロスボーダー人民元政策に基づき、人民元金融商品を革新し、金融サービスの能力を引き上げ、顧客の真実で、コンプライアンスに合致している人民元クロスボーダー業務の需要を十分に満足させなければならない。

2. 個人のその他の経常項目における人民元クロスボーダー決済業務を展開する

銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」の3原則を基礎として、個人のためにその他の経常項目における人民元クロスボーダー決済業務を取り扱うことができる。

3. 炭素排出権取引における人民元クロスボーダー決済業務を展開する

国外機構が、国務院の炭素取引主管部門による関連規定に基づき、国内の炭素排出権取引機構を通じて人民元で炭素排出権取引を展開する場合、『国外機構の人民元銀行決済口座管理弁法』（銀発[2010]249号文印刷・配布）および『中国人民銀行による国外機構の人民元銀行決済口座の開設および使用に関する問題についての通達』（銀発[2012]183号）等の規定に基づき、銀行で国外機構炭素取引人民元専用預金口座を開設し、炭素排出権取引に係る資金の受取・支払を取り扱わなければならない。

4. 国外投資家が人民元で直接投資を行うことを便利化する

『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』（中国人民銀行公告[2011]第23号）、『外商直接投資に係る人民元建て決済業務オペレーション細則の明確化に関する通達』（銀発[2012]165号）の関連規定をさらに完備化および最適化する。

- (1) 国外投資家が国内において複数の外商投資企業もしくはプロジェクトを設立しようとする場合、それぞれ人民元前期費用専用預金口座を開設することができる。
- (2) 外商投資企業の情報登記および再審は、企業登録地の銀行が人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムを通じて行い、登録地の中国人民銀行分支機構が事後管理を行う。
- (3) 外商投資企業は、遠隔地の銀行で人民元資本金専用預金口座を開設することができ、複数の人民元資本金専用預金口座を開設することができる。同名義の人民元資本金専用預金口座の間では相互に資金の振替ができる。
- (4) 外商投資企業の人民元資本金および国外借入資金を賃金、出張費、小口仕入等の支払いに用いる場合、銀行は業務展開3原則を基礎として企業の支払指図書に基づき直接取り扱うことができる。
- (5) 国外投資家が人民元で国内企業の国有財産権譲渡取引に参加し、取引が成立する場合、それが国有資産監督管理部門の指定機構に払い込んだ人民元保証金は、後続の財産権取引の代金もしくは後続に成立する外商投資企業に対する出資と見なし、対応する専用預金口座に振り替えることができる。取引が成功しない場合、国外投資家が払い込んだ人民元保証金はもとのルートで戻し入れなければならない。

外商直接投資におけるその他の、国外投資家による人民元保証金の払込ならびに国家関連規定に基づき国内の第三者機構が受け取らなければならない人民元取引代金に係る業務活動は、上述の規定を参照して資金の振替を行うことができる。

- (6) 国外投資家が国内において法に基づき取得した利益、配当等の投資収益に対して、銀行は規定に基づき関連証明資料を審査した後、人民元クロスボーダー決済の手続きを行い、国外投資家の利益所得の法に基づいた自由な送金を確保する。

5. 企業が国外で募集した人民元資金を国内に振り込み使用することを便利化する

国内企業が国外で人民元債券を発行し、全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理規定に基づき関連手続きを行った後、実際の需要に基づき募集した資金を国内に振り込んで使用することができる。国内企業が国外で株式を発行して募集した人民元資金は、実際の需要に基づき国内に振り込んで使用することができる。

銀行は情報送付の義務を履行し、遅滞なく、正確に、完全に人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システムに情報を送付しなければならない。銀行は『中華人民共和国アンチ・マネーロンダリング法』および関連規定に基づき、人民元クロスボーダー業務を取り扱うとき、適切にアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資、反租税回避の義務を履行しなければならない。

本通達は発布の日より実施する。以前の関連規定が本通達と不一致である場合、本通達を基準とする。

人民銀行の副省級都市中心支行以上の分支機構は本通達を管轄区内の人民銀行各分支機構、外資銀行および地方法人金融機構に転送されたい。

(中国語原文)

**中国人民银行
银发[2018]3号**

中国人民银行关于进一步完善人民币跨境业务政策促进贸易投资便利化的通知

中国人民银行上海总部，各分行、营业管理部，各省会（首府）城市中心支行，各副省级城市中心支行，各政策性银行、国有商业银行、股份制商业银行，中国邮政储蓄银行：

为贯彻落实《国务院关于促进外资增长若干措施的通知》（国发[2017]39号），完善和优化人民币跨境业务政策，促进贸易投资便利化，营造优良营商环境，服务“一带一路”建设，推动形成全面开放新格局，现就有关事项通知如下：

一、支持企业使用人民币跨境结算

凡依法可以使用外汇结算的跨境交易，企业都可以使用人民币结算。银行应以服务实体经济、促进贸易投资便利化为导向，根据跨境人民币政策，创新人民币金融产品，提升金融服务能力，充分满足客户真实、合规的人民币跨境业务需求。

二、开展个人其他经常项目人民币跨境结算业务

银行可在“了解你的客户”、“了解你的业务”、“尽职审查”三原则基础上，为个人办理其他经常项目人民币跨境结算业务。

三、开展碳排放权交易人民币跨境结算业务

境外机构按照国务院碳交易主管部门相关规定，通过境内碳排放权交易机构以人民币开展碳排放权交易的，应按照《境外机构人民币银行结算账户管理办法》（银发[2010]249号文印发）和《中国人民银行关于境外机构人民币银行结算账户开立和使用有关问题的通知》（银发[2012]183号）等规定，在银行开立境外机构碳交易人民币专用存款账户，办理碳排放权交易项下资金收付。

四、便利境外投资者以人民币进行直接投资

进一步完善和优化《外商直接投资人民币结算业务管理办法》（中国人民银行公告[2011]第23号公布）、《中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》（银发[2012]165号）相关规定：

- (一) 境外投资者在境内拟设立多个外商投资企业或项目的，可分别开立人民币前期费用专用存款账户。
- (二) 外商投资企业的信息登记及复核，由企业注册地银行通过人民币跨境收付信息管理系统办理，注册地中国人民银行分支机构进行事后管理。
- (三) 外商投资企业可在异地银行开立人民币资本金专用存款账户，可开立多个人民币资本金专用存款账户。同名人民币资本金专用存款账户之间可相互划转资金。
- (四) 外商投资企业人民币资本金及境外借款资金用于工资、差旅费、零星采购等支出的，银行可在展业三原则基础上根据企业支付指令直接办理。
- (五) 境外投资者以人民币参与境内企业国有产权转让交易的，如达成交易，其向国有资产监督管理部门指定机构汇入的人民币保证金，可作为后续产权交易的价款或对后续成立外商投资企业的出资，划入相应的专用存款账户。如交易不成功，境外投资者汇入的人民币保证金应原路汇回。

外商直接投资项下其他涉及境外投资者汇入人民币保证金以及根据国家相关规定需由境内第三方机构接收人民币交易价款的业务活动，可参照上述规定办理资金划转。

- (六) 对于境外投资者在境内依法取得的利润、股息等投资收益，银行按规定审核相关材料后办理人民币跨境结算，确保境外投资者利润所得依法自由汇出。

五、便利企业境外募集人民币资金汇入境内使用

境内企业在境外发行人民币债券，按全口径跨境融资宏观审慎管理规定办理相关手续后，可根据实际需要将募集资金汇入境内使用。境内企业在境外发行股票募集的人民币资金，可按实际需要汇入境内使用。

银行应履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送信息。银行应按照《中华人民共和国反洗钱法》和有关规定，在办理人民币跨境业务时，切实履行反洗钱、反恐怖融资、反逃税义务。

本通知自发布之日起实施。此前有关规定与本通知不一致的，以本通知为准。

请人民银行副省级城市中心支行以上分支机构将本通知转发至辖区内人民银行各分支机构、外资银行和地方法人金融机构。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。